

賃上げした中小企業等に奨励金を交付します

【目的】

市内の中小企業等が、労働力不足や物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況を鑑み、賃金引上げを行った中小企業等に奨励金を交付し、負担軽減を図るとともに、賃金改定に取り組みやすい環境を整備することで、労働者の生活水準の維持及び労働力の確保等に向けた持続的な賃金の引上げを支援します。

【奨励金の内容】

- (1) 交付対象者 次のいずれかに該当する者が対象
- ・大分市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）
※みなし大企業は除く
 - ・大分市内に主たる事業所を有する特定非営利活動法人、公益法人、協同組合等
※資本金の額または出資の総額が1億円未満（定められていない場合は、常時雇用する従業員数が100人以下）であること
- (2) 対象従業員 役員・個人事業主本人を除く、市内に住所を有する次の従業員が対象
- ・正規従業員：期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している従業員
 - ・非正規従業員：正規雇用労働者以外の者であって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険に加入している従業員
- (3) 要件と交付額

	正規従業員		非正規従業員	
対象賃金	基本賃金		時間給等	
賃上げ率・額 / 交付額	賃上げ率 2.0%以上 (定期昇給分を除く)	5万円/人	賃上げ額 時給20円以上	1万5千円/人
			賃上げ額 時給40円以上	3万円/人
交付上限額	1交付対象者あたりの上限額 最大50万円			

※引上げ前の賃金額は、賃金支給時点の最低賃金額以上とする

※引上げ後の賃金を、3か月以上連続して支給したもの

(4) 対象期間 令和8年1月1日から令和8年12月31日
※上記期間内での賃金引上げ及び引上げ後3か月以上の支給実績が必要

(5) 受付期間 【前期】

従業員規模	受付開始日	受付終了日
20人以下	令和8年8月3日(月)～	令和8年9月30日(水)
21人以上	令和8年8月13日(木)～	

※後期は、12月上旬頃を予定

※受付は先着順とし、予算の範囲内で奨励金を交付する
(受付期間中に予算額に達した場合は受付を終了する)

(6) 申請方法 電子申請、申請サポート窓口（市役所第2庁舎1階に8月3日開設）
または郵送（〒870-0023 大分市長浜町2丁目7-22〈株マイダスコミュニケーション内〉大分市中小企業等賃上げ奨励金事務センター 宛）
での申請

※申請書類や注意事項、電子申請は大分市ホームページをご覧ください。

(7) コールセンター 7月1日（水）から開設（受付時間：平日9:00～17:15）
大分市中小企業等賃上げ奨励金コールセンター
電話番号 097-594-5678

【商工労政課 内線1614】

賃上げした中小企業等に 奨励金を交付します

交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む） ● 市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人、公益法人等、協同組合等 		
対象従業員	市内に住所を有する 正規従業員※1 (役員・個人事業主本人は除く)	市内に住所を有する 非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務の実績があるもの)	
対象賃金	基本給 (賞与・手当を除く)	時間給等 (賞与・手当を除く)	
賃上げの内容①	賃上げ率 2.0%以上 (定期昇給は除く)	賃上げ額 時給 20円以上 (定期昇給・最低賃金への 引き上げ分を除く)	賃上げ額 時給 40円以上 (定期昇給・最低賃金への 引き上げ分を除く)
賃上げの内容②	賃上げの内容①のいずれかを実施し、3か月以上連続して支給しているもの		
賃上げ対象期間	令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)		
従業員1人あたりの 交付額	5万円	1万5千円	3万円
1交付対象者 あたりの 交付額	最大 50万円 (申請は1年度一度まで)		
受付期間 (前期) ※12月上旬頃に 後期を実施予定	① 従業員が20人以下の中小企業等の場合 令和8年 8月3日(月)～令和8年 9月30日(水) ② 従業員が21人以上の中小企業等の場合 令和8年 8月13日(木)～令和8年 9月30日(水) ※ 受付は、先着順とし、予算の範囲内で奨励金を交付します。 ※ 申請が予算の上限に達したその日をもって受付を終了し、同日の申込で予算を上回る複数の申請書を受け付けた場合には、終了日のみ抽選で交付決定します。 ※ 奨励金の残額は、受付開始以降、大分市HPに掲載します。(1日1回更新。土日祝日を除く。)		
奨励金交付時期	不備等がなければ受付後、4週間程度		
申請方法	電子申請：大分市ホームページの申請フォームから申し込みください。 ※電子申請が困難な方は、大分市役所第2庁舎1階申請サポート窓口にお越しいただくか、必要書類をご郵送ください。【最終日の必着】 (窓口受付時間) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く (郵送先) 〒870-0023 大分市長浜町2丁目7-22 (榊マイダスコミュニケーション内) 大分市中小企業等賃上げ奨励金事務センター 宛		

※1 正規従業員・・・・・・期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している従業員

※2 非正規従業員・・・・・・正規従業員以外のものであって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険に加入している従業員

お問い合わせ先

大分市中小企業等賃上げ奨励金コールセンター
(受託事業者：株式会社マイダス コミュニケーション)

受付時間 平日9:00～17:15

定休日 土・日・祝日、12/29～翌1/3

☎ 097-594-5678

申請の流れ

1

3か月以上の賃上げの実施

(R8.1.1~R8.12.31)

電子申請

交付申請

〈従業員20人以下〉 R8.8.3 ~R8.9.30

〈従業員21人以上〉 R8.8.13~R8.9.30

賃上げの実施後、必要書類を提出してください
※予算額に達した場合は、受付を締め切ります。
※電子申請が難しい場合は、窓口・郵送も可

申請フォーム

<https://ttzk.graffer.jp/city-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/oitashitinage>



3

奨励金の振込

不備等がなければ、4週間程度で交付予定です。

大分市ホームページはこちら



または

で検索

必要書類

①	奨励金交付申請書（様式第1号） ※電子申請の場合は不要
②	賃金引上げ算定表（様式第2号）
③	〈法人の場合〉 履歴事項全部証明書の写し （申請日前3か月以内に発行され、かつ、申請日時点における代表者名の記載があること） 〈個人事業主の場合〉 令和7年分の確定申告書（第1表）の写し （e-taxの場合は「受付結果（受信通知）」が必要） （マイナンバーの表示は、全て黒塗りしてください）
④	労働条件通知書または雇用契約書の写し ※様式第2号に記載した対象従業員の全員分
⑤	賃金台帳その他賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し ※様式第2号に記載した対象従業員の全員分 （賃上げ前と後の支給賃金額と、賃上げ後に3か月以上連続した支給が分かるものに限り）
⑥	〈対象従業員が非正規従業員の場合〉 雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ※様式第2号に記載した対象非正規従業員の全員分
⑦	誓約書兼同意書（様式第3号） ※電子申請の場合は不要
⑧	市税完納証明書（写し可）
⑨	振り込み口座の通帳の写し （口座番号・フリガナを確認できるページ）

詳細は、大分市ホームページよりご確認ください。

**必ず、「申請ガイドライン」と「Q&A」で
交付要件・必要書類等をご確認のうえ、申請してください。**

お問い合わせ先

大分市中小企業等賃上げ奨励金コールセンター
（受託事業者：株式会社マイダス コミュニケーション）

受付時間 平日9:00~17:15

定休日 土・日・祝日、12/29~翌1/3

☎ 097-594-5678